

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山形市企業立地促進事業助成金交付要綱	H12.4	次に掲げる要件をすべて満たすこと ①蔵王産業団地、蔵王みはらしの丘等市又は独立行政法人都市再生機構が直接分譲する産業団地等へ立地すること ②土地取得(賃貸借を除く)後3年以内に操業を開始するものであること ③操業開始時までの建物及び償却資産の取得(賃貸借を除く)経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)が1億円以上であること ④操業開始時において新規地元常用雇用者等を常時3人以上使用していること	用地取得助成金 ○1㎡あたりの土地の取得単価から9,000円を減じた額に土地の取得面積を乗じた額の1/2(限度額3億円) ※山形中央インター産業団地へ立地する研究開発施設については、別途優遇措置あり
		次に掲げる要件をすべて満たすこと ①土地取得(賃貸借を含む)後3年以内に操業を開始するものであること ②操業開始時までの建物及び償却資産の取得(賃貸借を除く)経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)が1億円以上であること ③操業開始時において新規地元常用雇用者等を常時3人以上使用していること ④当該助成金に係る固定資産税を完納していること	固定償却資産取得助成金 ○当該企業の立地のために取得(賃貸借を除く)した土地、建物及び償却資産に係る固定資産税課税額に相当する額 ※一般3年間 ※優先業種5年間 (優先業種:山形中央インター産業団地へ立地する自動車関連、環境関連、医療・健康関連、食品関連、航空・宇宙関連)
		次に掲げる要件をすべて満たすこと ①土地取得(賃貸借を含む)後3年以内に操業を開始するものであること ②操業開始時までの建物及び償却資産の取得(賃貸借を除く)経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)が1億円以上であること ③操業開始時において新規地元常用雇用者等を常時3人以上使用していること	雇用促進助成金 ○新規地元常用雇用者等1名につき30万円
		次に掲げる要件を全て満たすこと ①山形中央インター産業団地へ立地すること ②土地取得(賃貸借を含む)後3年以内に操業を開始するものであること ③操業開始時までの建物及び償却資産の取得(賃貸借を除く)経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)が1億円以上であること ④操業開始時において新規地元常用雇用者等を常時3人以上使用していること	立地環境整備助成金 ○次に掲げる立地環境整備に要する経費で、市長が認めるものの2分の1の額 ①地下水浄化システム ②基礎杭工事 ③地盤改良工事 (限度額:1億円)
		次に掲げる要件を全て満たすこと ①山形中央インター産業団地へ立地すること ②土地取得(賃貸借を含む)後3年以内に操業を開始するものであること ③操業開始時までの建物及び償却資産の取得(賃貸借を除く)経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)が1億円以上であること ④操業開始時において新規地元常用雇用者等を常時3人以上使用していること	研究開発施設整備助成金 ○分譲による立地 当該指定企業の立地のために取得(賃貸借を除く)した土地の取得額の100分の20に相当する額に研究開発施設に係る建築面積を総建築面積で除して得た数を乗じて得た額 ○土地の賃貸借による立地 操業を開始した日の属する年の翌年から起算して5年目までのそれぞれ

			の年において納付された当該指定企業の立地のために賃借した土地の賃借料に相当する額(年額)に研究開発施設に係る建築面積を総建築面積で除して得た数を乗じて得た額
山形市コールセンター立地促進事業助成金交付要綱	H16.12	○事業開始時において新規地元常用雇用者を10人以上使用していること	補助金 ○通信回線使用料の1/3(1年間) ○事業所賃借料の1/3(1年間) ○新規雇用創出費 地元常用雇用者等1名につき20万円(3年間) ※2年目、3年目については地元常用雇用者等をそれぞれ前年度数よりも10名以上増員した場合に該当⇒増加した地元常用雇用者等の数×20万円 (限度額1億円)

06202

山形県

米沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業 10,000 (農林漁業関連業種に係るものは 5,000)	—	課税免除	固定資産税(土地、 家屋、構築物)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
米沢オフィス・アルカディア企業立地促進助成金	H26.4	本市から 1,500 m ² 超の土地を取得したもので下記のいずれかに該当するもの 1.業務施設の立地 投資額 5,000 万円以上 従業員 10 人以上 2.工場等の立地 投資額 ①(大企業)2 億円以上 ②(中小企業)1 億円以上 従業員 10 人以上 3.研究開発施設の立地 投資額、従業員数に定め無し 4. その他市長が認めたもの 投資額 定め無し 従業員 5人以上	助成金の額 ①土地取得費の 30% (市外からの立地で本市が定める誘導関連産業のうち、指定集積業種に該当する場合は 70%又は 50%) ②建物取得費の 1.5% ③償却資産取得費の 10% ④操業開始時の米沢市在住新規正社員数×30 万円(限度額 1,500 万円) ○上記の合計で1企業2億円を限度
米沢八幡原中核工業団地企業立地促進助成金	H26.4	本市から 1,500 m ² 超の土地を取得したもので下記に該当するもの 1.工場等 投資額 ①(大企業)2 億円以上 ②(中小企業)1 億円以上 かつ 従業員 10 人以上 2. その他市長が認めたもの 投資額 定め無し 従業員 5人以上	助成金の額 ①土地取得費の 30% (市外からの立地で本市が定める誘導関連産業のうち、指定集積業種に該当する場合は 70%又は 50%) ②操業開始時の米沢市在住新規正社員数×30 万円(限度額 1,500 万円)
米沢市企業立地雇用促進奨励金	H26.4	市外の製造業者の本市への立地で下記のいずれかに該当するもの 1.業務施設の立地 投資額 5,000 万円以上 従業員 10 人以上 2.工場等の立地 投資額 ①(大企業)2 億円以上	助成金の額 ①操業開始時の米沢市在住新規正社員数×30 万円(限度額 1,500 万円)

		②(中小企業)1億円以上 従業員 10人以上 3. その他市長が認めたもの 投資額 定め無し 従業員 5人以上	
米沢市産業用地賃貸借制度	H26.4	市外から本市が所有する産業用地を借受けて立地するもので、本市が定める誘導関連産業のうち、指定集積業種に該当し、米沢八幡原中核工業団地または、米沢オフィス・アルカディアに立地する場合	事業用定期借地権(10年以上20年以下) 賃貸借料 土地分譲価格の2% 保証金 賃貸借料(年額)の3年分

詳しくはこちら([米沢市の企業立地情報](#))

06203

山形県

鶴岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の認定	10,000 超	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鶴岡市企業立地促進要綱	H23.4.1 (H25.4.1 改正) (H27.3.31 改正) (H28.3.31 改正) (H29.3.1 改正) (H30.3.30 改正) (H31.3.31 改正) (R2.3.31 改正)	○用地取得面積 2,000 m ² 以上	用地取得助成金 ○用地取得費の1/2助成 (限度額2億円)
		○対象となる固定資産(土地、建物、機械装置等)の取得額 3,000 万円以上	事業場設置助成金 ○固定資産税相当額の25%助成 (3年間)
		○地元常用雇用者 15 人以上(初年度) ○地元常用雇用者 前年比 10 人以上増加 (2年度目以降3年度目まで)	雇用創出助成金 ○15~30 万円/人 助成 (限度額1億円)

06204

山形県

酒田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 2,000 (八幡・松山・平田地域)	—	課税免除	固定資産税	3年間 (最長5年間)
地域未来投資促進法における地域 経済牽引事業 10,000超	—	課税免除	固定資産税	3年間 (最長5年間)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
酒田市企業立地促進条例	H17.11	[工場等で新設・移設の場合] ○用地取得面積 1,000 m ² 以上 ○雇用者数 ①10人以上(大企業 50人以上) ②5人以上(大企業 30人以上) ③3人以上(大企業 10人以上) (事業所や拡充の場合も助成措置あり)	用地取得助成金 ○用地取得価額の ①50%(限度額3億円) ②30%(限度額2億円) ③20%(限度額2億円) (製造業以外は限度額1億円)
酒田市設備投資促進助成金交付規則	H30.3	○投下固定資産総額 2,000万円超	設備投資促進助成金 土地、建物、機械・装置等の対象投下 固定資産に係る最初の年度の固定資 産税の課税標準額の額に対して、次の とおり助成 ①新設又は移設 助成率3% ※特例助成率 4.2%(指定業種の市外 企業が酒田京田西、酒田臨海工業 団地に立地した場合) ②拡充 助成率1.8% ※(酒田京田西、酒田臨海工業団地等 の指定区域は拡充3%) (道路貨物運送業、倉庫業等は16人 以上の雇用増が必要)
酒田市賃借型立地企業促進助成金交付要綱	H24.4	①雇用者数 5人以上 ②市の誘致により市内の賃借物件に立地する 製造業等を営む市外企業	賃借型立地企業促進助成金 ○賃借料(36月分)及び改装費(初回 交付申請時のみ)の50%以内 ○限度額 3千万円

06205

山形県

新庄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業等	10,000 超	—	固定資産税 (土地及び建物)	3年間
		課税免除		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新庄市企業立地促進条例	H6.12	○新庄中核工業団地への立地企業が対象(製造業等) ①用地面積 3,000 m ² 以上 ②雇用者数 30 人以上 (中小企業は5人以上) ③土地取得後5年以内に操業	用地取得助成金 ○用地取得費の30% ○限度額 1億円
新庄市企業立地等雇用促進奨励金交付要綱	H28.4 ※ H31.4 から R3.3 までの時 限要綱を再度 制定。	①投下固定資産の取得額 300 万円以上(大企業は1,000 万円以上) ②投下固定資産の取得額 1,000 万円以上(大企業は1億円以上) ※ただし、①または②いずれかの基準を満たしており、なおかつ工場新設等に伴い、常用雇用従業員が3名以上(大企業は10名以上)を1年以上継続雇用すること。(1名以上は市内在住者を雇用すること。)	雇用促進奨励金 ①常用雇用従業員(市内在住者) 1名につき30万円 ②常用雇用従業員(市内在住者) 1名につき50万円 (上限2,000万円) ※周辺自治体在住者についても別途雇用奨励金制度あり。

06206

山形県

寒河江市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準			措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
1,000	製造業以外	3	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名又は要綱名	制定年月	対象者の要件	内 容
寒河江市企業立地促進補助金交付要綱	R2.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象用地 寒河江中央工業団地分譲用地 ○令和2年3月31日までに用地を取得し、3年以内に事業で使用すること。 	企業立地促進補助金 <ul style="list-style-type: none"> ○市民の新規常用雇用 20人以上 補助金額:用地取得額の50%以内 ○市民の新規常用雇用 10人以上又は用地取得面積5万㎡以上 補助金額:用地取得額の30%以内 ○上記以外 補助金額:用地取得額の20%以内 ※限度額:1企業3億円

06207

山形県

上山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上山市工業団地移転等促進資金利子補給規程	S57.6	○市が造成した工業団地に工場の一部若しくは全部を移転及び新增設し、操業を開始した企業又は市の誘致により工業団地以外に工場の一部若しくは全部を移転し、操業を開始した企業	利子補給 5,000万円以下 …年 3.5% 5,000万円超1億円…年 3.0% 1億円超2億円 …年 2.5% 2億円超3億円 …年 2.0% 3億円超5億円 …年 1.5% 5億円超7億円 …年 1.0% 7億円超 …年 0.5% ※資金の年利率に 0.9 を乗じた率とのいずれか低い方の率を適用
上山市産業立地促進資金融資規程	H14.4	○市内工業団地に立地し、本市産業の高度化に資することが期待できる企業	○年 0.7%の融資 ○運転資金、設備資金の内 最大 10 億円までが対象 ○運転資金:最長 15 年間 ○設備資金:最長 20 年間
中小企業設備投資促進補助金	H26.4	○市内に本社又は事業所がある製造業等を営む中小企業(市外からの誘致企業を含む)	○償却資産、土地、建物の取得額の 5%を補助 ○最大 100 万円まで (国・県の同種の補助金に申請し、いずれにも採択されなかった設備投資を行う時は最大 200 万まで)
産業人材市内誘導奨励金	H22.4	○市内に本社又は事業所がある製造業等を営む中小企業(市外からの誘致企業を含む)	○市内居住者の雇用 25 万円/人 ○最大 100 万円まで

06208

山形県

村山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
いきいき企業支援事業補助金交付要綱	H18.4	○製造業における設備投資等 (用地・建物・機械設備) ○投資額 1,000 万円以上	補助金 ○設備投資等の 1/2 の 1.4% (設備投資等限度額 5,000 万円)
徳内ものづくり促進事業補助金交付要綱	H17.4	・自社製品として販売可能な工業製品の開発事業 ・市の地域資源を活用し、市の PR が期待できる商業製品の開発事業	補助金 ○新商品・新製品の開発経費の 1/2(開発経費限度額:工業製品 200 万円、商業製品 100 万円)
村山市企業立地補助金交付要綱	H20.4	○市内に工場等を新設、移設又は増設した製造業者等 ○常時雇用3人以上、設備投資等の合計額が 2,700 万円以上	操業補助金 ○投下固定資産に係る固定資産税相当額を当初課税分から3年間交付 (3年合計で上限 5,000 万円)
		○市内居住者で、1年以上継続雇用	雇用補助金 ○上記操業補助金を受ける事業所で、新規雇用者1名につき 10 万円
		○水道使用量が月平均 1,000 m ³ 以上	水道料補助金 ○使用水道料金の 1/2 相当額 (上限 500 万円、最大3年間)

06209

山形県

長井市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
促進区域 製造業等 20,000 超 農林水産関連業種 5,000 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長井市企業立地促進等補助金	H23.4	1. 企業立地促進補助金 市外から新たに進出する製造業事業者等	1. 企業立地促進補助金 ○対象経費: 操業するために必要な固定資産及び上下水道設備等の環境設備等(土地建物は賃借するものを含む) ○補助金額: 対象経費のうち、次の各号の金額を合計した額又は1億円のいずれか低い額 (1)土地、建物及び付属設備 対象経費の20%又は賃借料12カ月相当額 (2)上記(1)以外の固定資産 対象経費の3.2% (3)環境設備等 対象経費の20% (工業団地は30%)
		2. 設備投資支援補助金(A型、B型) 投資額1,000万円以上 その他要件等あり。 A型:資本金1億円以下の事業者) B型:資本金1億円より大きい事業者)	2. 設備投資支援補助金(A型、B型) ○対象経費: 固定資産及び上下水道設備等の環境設備等(土地建物は賃借するものを含む) ○補助金額: 対象経費のうち、次の各号の金額を合計した額 (1)建物及び付属設備 対象経費の2.6 (2)上記(1)以外の固定資産 対象経費の3.2% (3)環境設備等 対象経費の20%

		<p>3. 雇用促進補助金 企業立地促進補助金の対象事業者</p> <p>4. 新規創業支援補助金 市内で新規創業により、製造業、情報サービス業、製造小売業等を営む者</p>	<p>(工業団地は 30%)</p> <p>3. 雇用促進補助金 新規地元常用雇用者一人につき、10 万円を乗じて得た額</p> <p>4. 新規創業支援補助金</p> <p>○対象経費： 操業するために必要な固定資産(土地建物は賃借するものを含む)</p> <p>○補助金額： 対象経費(賃借するものは賃借料の 12 カ月相当額)の 50%の額又は 100 万円のいずれか低い額</p>
--	--	---	--

06210

山形県

天童市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
20,000 (中小企業 5,000)	新規正社員の雇用人数 製造業以外 4 (中小企業 1)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
天童市雇用促進事業 費補助金交付要綱	H28.4.1	○中小企業者であること。 ○工場等の新設、増設に際し、新たに1名以上 の天童市民を正社員として雇用すること。	○新規雇用正社員 1人につき20万円又は10万円 ※限度額:1企業300万円

06211

山形県

東根市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
促進区域 製造業等 10,000 超 農林水産関連業種 5,000 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東根市企業奨励補助金交付要綱	H22.2.8	平成 29 年1月1日から平成 31 年12 月 31 日まで 3,000 万円以上投資した事業所であって、農工団地内においては、製造業・道路貨物運送業・こん包業・卸売業とする。 (農工団地以外の地区は、製造業のみ)	土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額(3年間) (H31.1.1 以降に取得した資産については、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額の 50% (3年間))

06212

山形県

尾花沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
尾花沢市企業立地 促進条例	S62.1	工業 ①投資額 2,000 万円以上 ②雇用者数 10 人以上 ③用地面積 3,000 m ² 以上 商業その他 ①投資額 1,000 万円以上 ②雇用者数 5人以上	用地取得奨励金 福原工業団地又は公有適地への立地企業が対象 ○用地取得費の40%(一括払時) 1億円限度 ○支払利子の50%(分割払時)
			雇用奨励金 ○1人につき6万円 (操業から2年)(市内居住者)
			操業奨励金 ○固定資産税相当額(3年)
			排水処理施設整備奨励金 新設・増設・改良に要する経費の2/3以内
			雪対策奨励金 a.除雪機械購入 経費の30%以内(上限100万円) b.消融雪装置設置 経費の30%以内(上限100万円) c.除雪経費 経費の30%以内(上限30万円) ※a～cのうち1つ選択。a、bは適用期間内 (操業から3年)で1度限り、cは適用期間 内(操業から3年間)

06213

山形県

南陽市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項		措置範囲	適用期間		
南陽市地域活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例(H28.3)	移転型事業により整備された固定資産	年度区分	税率	固定資産税	3年間		
		初年度	課税免除				
		第2年度	4分の1				
		第3年度	4分の2				
	拡充型事業により整備された固定資産	年度区分	税率			固定資産税	3年間
		初年度	10分の1				
		第2年度	3分の1				
		第3年度	3分の2				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南陽市企業立地促進条例	H24.9	<p>製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業で、新設又は増設を行う事業者(個人事業者を含む。) ※空き事業所の取得を含む。</p> <p>①投資額 3,000万円以上</p> <p>②投資額 5,000万円以上</p> <p>③投資額 5,000万円以上</p>	<p>①固定資産税相当額奨励金(3年間交付) 家屋及び土地に係る固定資産税相当額</p> <p>②用地取得奨励金(5年間で分割交付) 用地取得費×10%(工業団地以外は8%)</p> <p>③建物取得奨励金(5年間で分割交付) 建物取得費×5%(5億円超部分は3%)</p>

06302

山形県

中山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)					
農工地区	3,000	工業以外	15	課税免除	固定資産税	3年間
なかやま西部工業団地への進出企業(農工法に定める工業等)		—		課税免除	固定資産税	5年間
農工課税免除の適用を受けない固定資産						
集積区域		—		課税免除	固定資産税	3年間
製造業等	20,000 超					
農林漁業関連業種	5,000 超					

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中山町企業立地促進補助金	H30.4	○個人又は法人が公社と直接交渉し契約し立地した場合	補助金 ○土地取得価格の30%(町内在住者を3名以上新規に常用雇用する場合は35%)を交付 ただし、リース方式による場合は、賃借料等を控除した後の残存価格の5%を交付
中山町土地開発公社工業団地企業立地奨励費交付要綱	H19.4	○個人又は法人が公社と直接交渉し契約し立地した場合	奨励費 ○土地売買代金の2%を交付

06321

山形県

河北町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
河北町企業立地等 促進補助金交付規 程	H23.4	花ノ木工業団地への立地企業が対 象 用地面積 1,000 m ² 以上	①用地取得補助金 用地取得額の20%を補助(限度額なし)
		花ノ木工業団地への立地企業が対 象	②操業補助金 建物及び償却資産に係る固定資産税相当額 (5年間)
河北町雇用促進等 補助金交付規程	H23.4	雇用期間1年以上 町内在住者	①雇用促進補助金 正規社員1人につき10万円
		雇用期間6ヶ月以上 町内在住者 卒業後3年以内に就職	②新規学卒者就職奨励金 新規学卒者に10万円

06322

山形県

西川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
農工地区 3,000	工業以外 15	課税免除	固定資産税	3年間
— (生産性特別措置法による計画の認定を受けた者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西川町産業立地促進条例	S38.9	①投下固定資本額 1,000 万円以上～2,700 万円以下 ②従業員 1人以上、投下固定資産 500 万円以上	・事業所設置奨励金 ・雇用奨励金 10 万円/人

06323

山形県

朝日町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
朝日町産業立地促進条例	H17.6	製造業 投資額 500万円以上 商業等 投資額 300万円以上	事業所設置奨励金 ○投下固定資産額等(用地取得(賃借)費用奨励金に係るものを除く)の10%(限度額1指定事業者 1,000万円) ※町外から町内に事業所を設置・増設の場合
			雇用奨励金 ○新設又は増設に伴い新規雇用された町内雇用者数×30万円
			用地取得(賃借)費用奨励金 ○投下固定資産額等のうち、用地取得額の30%及び用地賃借料3年分相当額(限度額1指定事業者 3,000万円)

06324

山形県

大江町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大江町企業立地促進条例	H18. 1 H29.12 改正	○新設 投資額 5,000 万円以上、3名以上雇用(中小企業者の場合は1人以上)、2,000 m ² 以上 用地取得 ○増設 投資額 2,000 万円以上、1名以上雇用 ○移設 投資額 5,000 万円以上、1以上を雇用、2,000 m ² 以上用地取得	用地取得助成金 ○用地取得費の1/2以内 ○限度額 2億円
			操業奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)
			雇用促進奨励金 ○操業開始1年以内の雇用者1人につき年額 10 万円(雇用から3年間)(対象:町内に住所を有する者)

06341

山形県

大石田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大石田町企業立地促進条例	H4.10	投資額 1,000 万円以上 ①用地取得面積 1,000 m ² 以上 (拡充の場合 500 m ² 以上) ②雇員 10 人以上 (中小企業は5人以上)	用地取得補助金 ○用地取得価額の 10/100 以内 ○限度額 1,000 万円

06361

山形県

金山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
金山町産業振興条例	H13.4	○雇用者数 5人以上 ○投資額 新設 500 万円以上 拡充 300 万円以上	雇用奨励金 ○1年以上の常用労働者 1人につき10万円(町民) 奨励金 ○固定資産税相当額(3～5年間)
新規学卒者採用促進奨励金交付要綱	H22.2	最終学校を卒業後3年以内の者で、町内で就職し引き続き町内に住所を有する者	新規学卒者採用促進奨励金 新規学卒者採用1人あたり10万円
女性の活躍の場支援事業奨励金要綱	H27.4	○雇用者数 女性3人以上	①若年女性常用労働者新規雇用奨励金 若年女性(概ね満18歳～満45歳まで)常用労働者(町民)雇用1人あたり、2万円 ②女性新規学卒者採用奨励金 女性新規学卒者採用1人あたり、10万円 ③出産支援奨励金 常用労働者(町民女性)が産休を取得する場合、1出産あたり30万円 ※①及び②は、産業振興条例の常用労働者新規雇用奨励金との併用可能 ※②は、新規学卒者採用促進奨励金との併用可能
資格取得支援事業補助金要綱	H26.11	・70歳以下の町民 ・在職者:新庄・最上地域の事業所に勤務している方 ・求職者 ・学生	・仕事に必要な資格を取得した場合、経費の2分の1(上限1人10万円)を助成。1事業所につき同一年度3名まで。 ・個人が仕事に必要な資格を取得した場合も助成可能。
仕事と子育ての両立支援事業奨励金	H29.1	かねやま子育て応援カンパニーに登録している事業者	高校生以下の子の育児、出産に関する年次有給休暇に合わせて奨励金を交付(1従業員あたり月8時間を条件とし、1時間あたり800円)

06362

山形県

最上町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
最上町企業立地促進条例		○投資額 工業 1,000 万円以上 (商業 500 万円以上) ○雇用者数 工業 10 人以上 (商業 5人以上) ○用地面積 工業 1,000 m ² 以上	用地取得奨励金 ○取得価格の 30%相当額 (限度額 1,000 万円)
			雇用奨励金 ○常用雇用者(町内居住者)1名につき年 15 万円(操業から2年間)
			操業奨励金 ○固定資産税相当額(3年)
			排水処理施設整備奨励金 ○新設等に要する経費の 50%以内又は 100 万円のいずれか低い額(操業から5年以内に1回限り)
			経営基盤拡充奨励金 ○賃貸借契約を締結している事業場用地を取得したとき、取得価格の 30%相当額 (限度額 1,000 万円)

06363

山形県

舟形町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
舟形町工場設置奨励条例	S41.1	①投下固定資本額 500 万円以上 ②従業員 20 人以上	奨励金 固定資産税相当額(3年間)
舟形町財産の特約譲与、無償貸付要綱	H20.7	○工場等の新設 ①従業員 概ね 20 人以上 ②2年以内の操業開始	町有財産の譲与又は無償貸付 借地借家法に定められた期間
舟形町企業誘致及び雇用促進補助金交付規程	H21.12	〈町が誘致企業として認めた企業〉 ○新規の用地取得・工場等建築の場合 1)用地取得造成建築固定償却資産助成 ①新規:投資額 5,000 万円以上 町民雇用5人以上 ②拡充:投資額 3,000 万円以上 町民雇用2人以上 2)固定資産税助成 投資額 3,000 万円以上 町民雇用5人以上 ○新規の工場等賃貸の場合 1)工場等の賃貸料助成 町民雇用 5 人以上 2)固定償却資産助成 投資額 2,000 万円以上 町民雇用5人以上	助成金 ①(新規)事業費の5%を3年間で助成 (上限 500 万円) ②(拡充)事業費の5%を3年間で助成 (上限 150 万円) 助成金 固定資産税相当額×2 年間 (上限 200 万円)
		〈町が誘致企業として認めた企業〉 1)法人町民税助成 町民雇用5人以上 2)雇用促進助成 新規に1年以上の町民雇用 5人以上	助成金 均等割相当額(5~300 万×3年) 助成金 町民1人につき 30 万円(1回限り)
		〈誘致企業紹介者奨励金〉 投資額 5,000 万円以上 町民雇用5人以上	奨励金 町民1人につき2万円 上限 100 万円(1年限り)

06364

山形県

真室川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
真室川町産業振興 条例	H19.3	○投資額 300 万円 ○雇用者 3人 ○工場面積 400 m ²	用地建物取得奨励金 ○用地取得価格の30%相当額 ○建物取得価格の10%相当額 ○限度額 1,000 万円 (指定した日より10年以内)
			操業奨励金 ○固定資産税相当額及び法人町民税均等 割額相当分(3年)
			雇用奨励金 ○常用雇用者(町内居住者)1名につき年12 万円
			厚生施設整備奨励金 ○施設設備費の50%以内の額又は100万 円のいずれか低い額(5年以内に1回を限 度)
			その他の奨励金 ○町長が特に認める施設の設置に要する経 費の50%以内の額又は100万円のいずれ か低い額(操業開始から5年以内に1回限 り)

06365

山形県

大蔵村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

06366

山形県

鮭川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鮭川村企業誘致条例	S42.7	工業 1,000 万円 雇用 10 人以上 面積 1,000 m ² 商業 500 万円 雇用5人以上 その他 500 万円 雇用2人以上	○用地取得奨励金 事業用用地を取得したとき、取得価格の5%以内の額。ただし、1指定事業者につき総額 5,000,000 円を限度とし、適用期間は、指定した日から 10 年以内に取得した場合。 ○雇用奨励金 常時雇用者(村内居住者に限る)が新規雇用又は増員により1年間雇用されたとき、雇用者1人につき、1回に限り 300,000 円とし、適用期間は、操業開始日から2年間とする。 ○操業奨励金 当該年度に係る村税(新規又は拡充若しくは移設された土地、建物、機械設備等の固定資産税及び法人税割村民税)相当額とし、適用期間は、課税年度から3年間とする。 ○用地造成奨励金 新設又は拡充若しくは移設時に要した用地造成経費の3分の1以内の額とする。ただし、1指定事業者につき総額 3,000,000 円を限度とし、適用期間は、指定した日から 10 年以内に造成した場合とする。 ○排水処理施設整備奨励金 排水処理施設の新設又は拡充若しくは改良に要する経費の50%以内の額、又は1,000,000 円のいずれか低い額とし、適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りとする。 ○その他奨励金 村長が特に必要と認める施設の設置等に要する経費の 50%以内の額、又は1,000,000 円のいずれか低い額とし、適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りとする。

06367

山形県

戸沢村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
戸沢村企業立地促進条例		<ul style="list-style-type: none"> ○拡充 500 万円 ○雇用者 5人 ○工場面積 新設又は移設 1,000 m² 拡充 500 m² 	用地取得助成金 用地取得価額 100 分 10 を乗じて得た額 以内とし、1,000 万円を限度 従業員厚生施設整備奨励金 100 万円限 度

06381

山形県

高島町

〈企業立地に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項		措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)	年度区分	税率		
民間企業等により、実施される東京 23 区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備であり、県知事から整備計画の認定を受けた日から2年以内に取得した特別償却資産(家屋、構築物、償却資産)の取得額が 3,800 万円以上(中小企業者は 1,900 万円以上)であること。	山形県企業立地活性化計画による	初年度	100 分の 0.14	固定資産税	3年間
		第2年度	100 分の 0.35		
		第3年度	100 分の 0.7		
		年度区分	税率		
民間企業等により拡充型事業に対象地域内において実施される特定業務施設の整備であり、県知事から整備計画の認定を受けた日から2年以内に取得した特別償却資産(家屋、構築物、償却資産)の取得額が 3,800 万円以上(中小企業者は 1,900 万円以上)であること。	山形県企業立地活性化計画による	初年度	100 分の 0.14	固定資産税	3年間
		第2年度	100 分の 0.467		
		第3年度	100 分の 0.933		
		年度区分	税率		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高島町新事業活動推進サポート事業	H29.4	【1】対象者 (1)本町に住所を有する中小企業信用保険法第2条に定める中小企業者及び小規模企業者またはこれらで組織する団体 (2)本町に住所を有する農業法人または農業者で組織する団体 【2】対象事業 (1)新ビジネスモデルチャレンジ ①新ビジネスモデルを構築するための情報収集事業 ②新商品・サービスの開発および試験販売・市場調査 (2)BCP 策定 BCPを策定するための事業	補助金 補助対象経費の合計額の2分の1以内 (上限 30 万円)
高島町創業者支援事業	H29.4	【1】対象者 新たに町内で創業を行う者または交付申請時に町内で創業後1年未満の者 【2】対象事業 創業者が、地域の需要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、新たに町内において興すもの ※創業支援の補助金交付には、高島町創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業(創業セミナー等)を受講し、町の認定を受ける必要があります。	補助金 補助対象経費の合計額の2分の1以内 (上限 30 万円)
高島町中小製造業設備投資等補	H28.4	【1】対象者 (1)本町に住所を有する製造業を営む中小企業、小規模企	補助金 (1)所有型

助金	<p>業者又はこれらで組織する団体。 (2)他の市町村から本町に工場等の新設を行おうとする中 小企業、小規模企業者又はこれらで組織する団体。 【2】対象事業 「所有型」と「設備投資型」の2つの区分があります。 (1)『所有型』 自ら所有する工場等の新設又は増設(対象 事業費 1,000 万円以上) (2)『設備投資型』 生産設備の取得や生産設備導入に伴う 工場の内部造作等の変更(対象事業費 200 万円以上) ※(2)『設備投資型』は、町長が指定する国や県等の補助 事業に応募し不採択となった事業者が投資計画をブラッ シュアップし、申請した場合に優遇措置有。</p>	<p>・対象事業費の 10%以内 (上限 500 万円) (2)設備投資型 ①対象事業費の 10%以内 (上限 300 万円) ②対象事業費の 30%以内 (上限 300 万円) ※②は、町長が指定する国や 県等の補助事業に応募し 不採択となった事業者が投 資計画をブラッシュアップ し、申請した場合</p>
----	---	---

06382

山形県

川西町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎法 2,700万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法 3,800万円以上 (中小企業者は1,900万円以上)	—	課税免除(移転型) 不均一課税(拡充型)	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法 2,000超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
川西町工場設置奨励条例	S41.11	○投下固定資本額 1,500 万円以上 ○従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 新設 3年間 拡充 2年間

06401

山形県

小国町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小国町事業場設置 奨励条例	S42.7	以下の内容で事業場等の新増設を行う者。 ①(新設のみ) 投下固定資産総額 700 万円以上 かつ常用雇用者 20 人以上 ②(増設のみ・既設投下固定資産 総額 300 万円以上の事業場) 投下固定資産総額 400 万円以上 かつ増加する常用雇用者 20 人以上 ③常用雇用者 60 人以上 ④地元資源の活用を図るための投 下固定資産総額 1 億円以上かつ常 用雇用者 1 人以上 ⑤(中小小売商業振興法第4条によ る認定を受けて設置する施設) 投下固定資産総額 1 億円以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)
小国町雇用促進奨 励金交付要綱	H25.4	雇用保険の適用事業者であつ て、本町において新たに従業員 20 名以上を雇用する事業者。(ただ し、新たに雇用する従業員は、操業 開始等の日において本町に居住 し、引き続き1年以上当該事業所に 常用雇用するものとする。)	奨励金 新たに雇用する従業員1名につき 10 万円を乗 じて得た額とする。ただし、交付は1回限りとし、1 事業者につき 300 万円を上限とする。
小国町起業化資金 助成金交付要綱	H25.4	小国町内に居住する新規開業又 は開店を目指している者で、開業又 は開店後1年以上事業を継続する ことが見込まれること。(金融保険 業、風俗営業は除く。)	助成金 助成対象経費の3分の2とし、上限額は 20 万 円とする。ただし、対象者が女性の場合、上限額 を 30 万円とする。

06402

山形県

白鷹町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白鷹町企業立地促進事業費補助金	R2. 4. 1	町内に事業所を新設、移設、又は増設(事業の拡大)	【補助金の額】 ○新設 区分 1-1 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 20 を乗じた額で 3,000 万円以内の額 区分 2-1 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 1,000 万円以内の額
		【区分】 ○新設 区分 1-1 (宿泊業) 建物、機械設備等の投下固定資産額 10 千万円以上、かつ雇用者新規に 3 人以上。 (宿泊業以外の指定業種) 用地面積 2,000 m ² 以上、かつ建物、機械設備等の投下固定資産額 10 千万円以上、かつ雇用者新規に 10 人以上。 区分 2-1 (宿泊業) 建物、機械設備等の投下固定資産額 5 千万円以上、かつ雇用者新規に 1 人以上。	
		(宿泊業以外の指定業種) 用地面積 2,000 m ² 以上、かつ建物、機械設備等の投下固定資産額 5 千万円以上、かつ雇用者新規に 10 人以上。	
		区分 3-1 (宿泊業) 建物、機械設備等の投下固定資産額 2,500 万円以上、かつ雇用者新規に 1 人以上。 (宿泊業以外の指定業種) 用地面積 2,000 m ² 以上、かつ建物、機械設備等の投下固定資産額 2,500 万円以上、かつ雇用者新規に 5 人以上。	区分 3-1 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 500 万円以内の額
		区分 4-1 (宿泊業)	区分 4-1 固定資産税額相当額(過疎減免を除いた額)について、継続利用可とし、最初に固定資産

		<p>建物、機械設備等の投下固定資産額 300 万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。</p> <p>(宿泊業以外の指定業種) 用地面積 1,500 m²以上、かつ建物、機械設備等の投下固定資産額300万円以上、かつ雇用者新規に5人以上。</p> <p>○移設(増設) 区分 1-2 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 10 千万円以上、かつ雇用者新規に3人以上。</p> <p>区分 2-2 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額5千万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。</p>	<p>税を課されることとなる年度から3年以内を限度とする。</p> <p>○移設(増設) 区分 1-2 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 20 を乗じた額で 3,000 万円以内の額</p> <p>区分 2-2 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 1,000 万円以内の額</p>
		<p>区分 3-2 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 2,500 万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。</p> <p>区分 4-2 用地、建物、機械設備等の投下固定資産額 500 万円以上、かつ雇用者新規に1人以上。</p>	<p>区分 3-2 建物、機械設備等の投資額(消費税及び地方消費税相当額、その他税を除く)に 100 分の 10 を乗じた額で 500 万円以内の額</p> <p>区分 4-2 固定資産税額相当額(過疎減免を除いた額)について、継続利用可とし、最初に固定資産税を課されることとなる年度から3年以内を限度とする。</p>

06403

山形県

飯豊町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中小企業振興条例	H25. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保に係る事業については、町内事業所への採用及び配属を目的としていること ・町内移住者は正社員として雇用する者に限る。 	①人材確保支援事業 人材確保に係るパンフレット作成費、合同企業説明会等への参加費、町内移住者に対する入社支度金の支給及び専門家支援を受けて行う労働生産性向上に向けた環境整備などを行う事業。補助対象経費の1/2以内の額。上限 100 万円
		<ul style="list-style-type: none"> ・町内中小企業者と大学生等による協働事業であること ・飯豊町内を領域として実施する事業であること ・大学が産学連携事業として認める事業であること 	②産学連携支援事業 町内中小企業者が大学生(大学院生を含む。)や大学研究機関と連携して行う研究開発事業。補助対象経費の2/3以内の額。上限 20 万円
		<ul style="list-style-type: none"> ・創業する者は次の要件を満たすこと 1. 事業を営んでいない個人で新たに事業を開始する者又は新たに飯豊町内に会社を設立し事業を開始するものであること 2. 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては、商工会等の指導及び助言を得て経営計画書を作成すること 	③創業支援事業 飯豊町内で創業や産業分類が異なる新しい業種を開始する事業。企業は、補助対象経費の30%以内の額。上限 500 万円個人は、補助対象経費の50%以内の額。上限 100 万円
		<ul style="list-style-type: none"> ・飯豊町商工会の会員であること ・中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては、商工会等の指導及び助言を得て経営計画書を作成すること ・店舗改修等のハード事業を行う場合は、町内事業者と工事請負契約を締結する事 ・機械器具や備品等は、町内事業者から購入すること(調達が可能なのは除く) ・広告宣伝物に係る印刷物は、町内事業者に発注すること 	④商業活性化支援事業 既存商店が経営改善、売上増加、買い物客の利便性向上等を行い、商店機能を維持・向上させるために行う事業。補助対象経費の2/3以内の額。上限 30 万円

06426

山形県

三川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法における地域 経済牽引事業計画の認定 製造業等 10,000 超 農林漁業関連業種 5,000 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三川町企業立地促進条例	H22.3	落合工業団地、天神堂工業団地、みかわ産業団地内に工場の新設または移設を行った事業者 製造業等 投下固定資本額 3,000 万円以上 取得面積 3,000 平方メートル以上	工場立地奨励金として固定資産税(3年間)の額の相当額に3分の2を乗じた額を上限として決定した額

06428

山形県

庄内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700超	課税免除	固定資産税	3年間
促進区域 製造業等	10,000 超	課税免除	固定資産税	3年間
農林漁業関連業種	5,000 超			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
庄内町企業振興条例	H17.7	○用地取得 1,000 m ² ～5,000 m ² 未満 ○用地取得 5,000 m ² 以上	用地取得助成金(工業団地) ○用地取得費の 35% ○用地取得費の 50% (限度額 4,000 万円)
		○雇用 20 名以上 ○中小企業は雇用5名以上	雇用促進助成金 ○町内在住の新規雇用者数×20 万円 ○町外在住の新規雇用者数×5万円 (限度額 400 万円)
		○新設・移設 投下固定資本額 2,000 万円以上若しくは従業員 20 人以上 ○拡充 投下固定資本額 1,500 万円以上	企業振興奨励金 固定資産税相当額 ○新設・移設 3年(特定地域5年) ○拡充 2年(特定地域3年)
庄内町商工業振興資金利子補給補助金交付要綱	H17.7		利子補給補助金 ○県商工業振興資金の一部について、支払った利子の 1/2 を補助(融資実行日から3年以内)

06461

山形県

遊佐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地区	2,700超	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
遊佐町企業立地促進条例	S61.3	○面積 1,000 m ² 以上 (拡充の場合 500 m ² 以上) ○雇用者数 5人以上 従業員数 50 人未満の企業にあっては従業員数の 10%以上 (10 人未満の企業は1人)	○用地取得価額の 30/100(限度額 3,000 万円)を用地取得助成金として交付 ※鳥海南工業団地の未造成地を取得した場合に限り、山形県が定める通常分譲価格の 30/100 で、限度額 5,000 万円)
遊佐町企業奨励条例	S48.10	○投資額 3,000 万円以上、又は投資額 2,000 万円以上かつ雇用5人以上、又は雇用 10 人以上	○固定資産税相当額(5年間)を奨励金として交付
遊佐町工業用水道料金支援補助金交付要綱	H24.2	○町企業奨励条例に係る指定事業場で、鳥海南工業団地に立地、操業し、山形県工業用水を使用	○1 ヶ月の工業用水道料金請求額の 20%を補助金として交付 ○上限額 50 万円(1ヶ月あたり) ○使用開始月から5年間
遊佐町社宅整備支援事業補助金	H26.3	○町内において、従業員の居住を目的として入居戸数5戸以上の社宅を新築 ○遊佐町に住民登録	○入居戸数1戸あたり 60 万円(上限額 1,000 万円)を補助金として交付
中小企業設備投資支援事業補助金交付要綱	H27.3	①投資額 3,000 万円以上かつ新規雇用者3名以上 ②投資額 3,000 万円以上・新規雇用者3名未満又は投資額 100 万円以上～3,000 万円未満	設備投資(工場・倉庫等の新增設及び機械装置等の設置)に対する補助金 ①投資額の 20%以内(上限 2,000 万円) ②投資額の 10%以内(上限 200 万円)